

第三十一回 会議

参議院 農林水産委員会会議録第十一号

昭和三十四年二月二十七日(金曜日)午後一時四十八分開会

出席者は左の通り。

委員長	秋山俊一郎君
理事	
委員	
東	雨森 常夫君
堀本 宜實君	
北	青山 正一君
勝太郎君	関根 久藏君
鶴橋 小虎君	田中 茂穂君
戸叶 千田 北條	仲原 善一君 藤野 繁雄君 河合 義一君 戸叶 武君 千田 齊君 北條 勝八君
政府委員	
農林政務次官	高橋 衡君
農林省畜産局長	安田 善一郎君
事務局側	林野庁長官 山崎 齊君
事務局側	常任委員 安楽城敏男君
事務局側	農林省農地局管理部長 庄野五一郎君
事務局側	説明員

- 森林開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 日本てん菜振興会法案(内閣送付、予備審査)
- 臨時てん菜糖製造業者納付金法案(内閣送付、予備審査)
- 酪農振興法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
- 委員長(秋山俊一郎君) 大体、この点においては十分検討され、開拓融資保証法の一部を改正する法律案を議題にいたします。この法案は、昨二月二十六日衆議院において御質疑ありますか。

本会議におきまして、全会一致をもつて原案通り可決され、当院に送付、当委員会に付託されました。この件について御質疑ありますか。

○千田正君 昨日、各委員からの質問に対しても、農林省当局の御答弁の中に、

農家所得三十五万円を目標として、五

カ年計画でこれを達成する方法で大いに開拓農家の振興を計画しておる、こ

ういう御答弁でありましたが、実際に

それができるかどうか、大体、所得三

十五万円の農家の総收入は、諸経費が

大体五〇%から逆算していくといふと、七十万円ぐらいになる。それを五

〇%の諸経費を引きますといふと、と

うて、三十万円といふあなた方が御

答弁なさったような計画の線まで達す

るのは容易なことではないのではないか

か、この点において確信があるかとい

う点を一つお答え願いたい。

もう一点は、現在政府の行政措置と

してやつておりますのは、いわゆる振

興農家を対象としておりますけれど

も、非振興農家に対しては補助融資等

の対象にはしておらない、いわゆる卒業生扱いにしておるのだが、このよう

な人たちもこの計画にのつとつて果し

てその線までいけるかどうか、これも非

常に疑問なのであります。これらの人たちに對して、この線までときつけ

るだけの自信は果して持つておるか。

第三点は、中金がこのころ、先般から皆さんが御答弁になつておるよ

うに、災害資金に対しては、十分処置さ

しつつあるという御答弁でしたが、中

金の金融対象になつておるのはきわめ

て少く、実際においては対象からは

ずれておるというのが現在の実態では

ないか、いわゆる貸付がなかなか順調

にいつておらない。それにはきのう以

来、いろいろの御答弁がありましたが

この三點について、明確な御答弁を

いただきたい。

○説明員(庄野五一郎君) 振興計画を

立てた農家の振興目標は、農業所得三

十五万円を大体目標にいたしておりま

す。その点につきまして、これは内地

と、既農家の分が三町二反程度が平均

まして、この点についてはただいま鋭

意実施中でございまして、われわれと

してはその確信を持つてこの達成の十

分指導なりあるいは推進なりしたい

と、こういう考え方でございます。

それから、この振興計画が、振興計

画を立てないものにつきましては、こ

この經營形態につきまして、從来主穀

を加えて、適地適産と申しますか、そ

ういうものを加味し、酪農形態に切り

かえるものは酪農形態、それから西の

方の果樹園芸地帶は果樹、そういうた

基本營農類型に類します振興方針とい

うことで追加投資が、先ほども申しま

したように政府資金では大体十二万八

千円、それからそれに対しまるる公庫

の施設資金、そういったのを追加投資

いたしまして、そしてさらに振興計

画にあります建設工事のおくれといつ

て所はその原因が工事の不足等にあります

たよりなものか、昨日も御説明申し上

げましたように、残工事をできるだけ

促進する、あるいはすでに工事完了の

面につきましては、開拓組合が十分に

その機能を果している面があるわけで

ござりますので、そいつた面からお

互いに助け合ふといふよろんな面も十分

できるだらうと思ひますし、なお政府

資金も、これは振興計画を立てている

農家に非常に重点的に配分する予定で

ございまして、もちろん振興計画を立

てないでもいい農家にも、当然政府資

金は貸すことになつております。そういう

面から推進して十分これもやれると、

こういう考え方でございます。

それから中金の資金でござります

が、御指摘のように、ただいま三十三

五年目ごろからそういう債務を返しな

がら黒字転換の転機が大体つく。こ

ういう方針のもとに実施しておるわけで

ございまして、五年目から黒字転換し

て、七八八年ころに経営が安定してく

る、そういう方針で策定いたしております

と、その農家の属している開拓農協の

本日の会議に付した案件

○開拓融資保証法の一部を改正する法

律案(内閣提出、衆議院送付)

本日の会議に付した案件

○開拓融資保証法の一部を改正する法

律案(内閣提出、衆議院送付)

経理状況という点も審査しておるわけでもございまして、そういう面からいろいろ問題が派生しておるわけでございまして、そういう問題につきましては、われわれとしては中金に対しまして振興計画を立てて、政府として自作農資金を割り当てる、それから政府資金にいたしましても、今まで重圧になつてゐる償還の延滞している分は、債権管理法によってこれを延期していく、そういう措置を講ずれば、当然償還能力は片一方において出てくるわけでございまして、また、振興計画によつて追加投資を政府として政府資金をやるわけでござりますから、そういう面からも經營は上向いていく。そういう面から自然振興計画を立てて、それが農林省で、あるいは政府で指導していく、そういう農家は償還能力が今後特段に出でにくわけで、そういう振興計画に書いてあります償還余裕等をすぐそのまま受け入れて貸さないといふのは不合理じゃないか、むしろ振興計画は最低を農家は書いて出しているわけでございますから、經營の状況に応じて上向いていく傾向にあるわけでございます。当然これは貸し出すべきだと、こういう話で折衝を進め、個々に当るということになつておりますが、一方災害資金については、三十三年度に発生して貸し出したものも三十四年度にはこれを千年の改善資金に切りかえるといふ方針をとつて、償還能力も、十分長期にいたしまして、三年の災害資金は出るよう交渉いたしております。昨日も御説明申し上げましたように、宮城あるいは岩手とか

あるいは山形とか、そういうところにも、問題のあるところには営農課長を派遣して、中金と一緒に現場で折衝させて、ただいま約一億七千万程度やつて十分御期待に沿うように努力したい、こう考えております。

○千田正君 一点だけ。今の第一点の私の質問に対する答えにつきましては、五ヵ年計画三十五万円という点はあなたの方のまことにけつこうな計画であり、実施しようという熱意についてはわれわれも大いに敬意を表しますが、現実の問題としては、昨日もしばしば各委員から論じられた通り、今までの債務整理が、ある段階に速急に手を延べてやらない限りにおいては、この計画といふものは計画倒れに終るおそれがある。それで、おそらくはあとからこの法案の最後に採決される際にして、当委員会としてのいろいろ皆さんの総意があると思いますが、この計画を実行するためには、今までの負債の整理が非常に悪いという御指摘でございました中金の貸付ですね、この問題につきましては、あなたが今、債権管理法によつてこれを十分やれると、こうおっしゃつたが、債権管理法といふものでやれるからといって振興法からはついては、はずしたでしよう。その結果は、しかばらまくいついるかといふと、わずかに北海道において半額くらい出ているという程度ですが、実際まだそれが手についておらないう。こういう面も、せつから振興法からはずして、債権管理法によつてやるといふあなたの方のお見えはどうなんですか。あなたの方の考え方はどうなんですか。これをやらない限りは、これは絵にかかれて、実際まだそれが手についておらないう。そういうふうに考えるのですが、違うてきておる。だから、この債権管理法でやれるという点は、とどんまで最大限までやつていただきたい。これについてはどういうふうなお考えを持っておりますか。

○説明員(庄野五一郎君) 御指摘のように、ただいま開拓者の大部分が多額の政府資金その他の中金の負債の処理に非常に困難を来たしておる、こういう点はた方はどう考えますか。この問題については、私どもはそう思つておる。今まで通りだつたら、五ヵ年であなたたまごとにごもつともでござります。われわれといたしまして、この債務の処理といふことは、一方、經營の拡大

は借款に対するところのいわゆる支払の通りでござります。で、先ほど来御説明申しておりますように、積極的な派遺して、中金と一緒に現場で折衝させますといふと、きのう申し上げました通り、今一戸当たり約一万になるところの赤字ですよ。そのほかに三十六万というよろな、あるいは三十五万というような借金をしょつてある。それを抜本的な政策をはつきりここで立てない限りは、計画が計画倒れになるおそれがあるので、これは段階の実施方法において研究していただきたい。この点を、質問より私は要望いたします。

それから第三点の、さつき申し上げわれわれも大いに敬意を表しますが、現実の問題としては、昨日もしばしば各委員から論じられた通り、今までの負債整理が、ある段階に速急に手を延べてやらない限りにおいては、この計画といふものは計画倒れに終るおそれがある。それで、おそらくはあとからこの結果は、しかばらまくいついるかといふと、わずかに北海道において半額くらい出ているという程度ですが、実際まだそれが手についておらないう。こういう面も、せつから振興法からはずして、債権管理法によつてやるといふあなたの方のお見えはどうなんですか。あなたの方の考え方はどうなんですか。これをやらない限りは、これは絵にかかれて、実際まだそれが手についておらないう。そういうふうに考えるのですが、違うてきておる。だから、この債権管理法でやれるといふ点は、とどんまで最大限までやつていただきたい。これについてはどういうふうなお考えを持っておりますか。

○説明員(庄野五一郎君) 御指摘のように、ただいま開拓者の大部分が多額の政府資金その他の中金の負債の処理に非常に困難を来たしておる、こういう点はた方はどう考えますか。この問題については、私どもはそう思つておる。今まで通りだつたら、五ヵ年であなたたまごとにごもつともでござります。われわれといたしまして、この債務の処理といふことは、一方、經營の拡大

は借款に対するところのいわゆる支払の通りでござります。で、先ほど来御説明申しておりますように、積極的な派遺して、中金と一緒に現場で折衝させますといふと、きのう申し上げました通り、今一戸当たり約一万になるところの赤字ですよ。そのほかに三十六万というよろな、あるいは三十五万というような借金をしょつてある。それを抜本的な政策をはつきりここで立てない限りは、計画が計画倒れになるおそれがあるので、これは段階の実施方法において研究していただきたい。この点を、質問より私は要望いたします。

それから第三点の、さつき申し上げわれわれも大いに敬意を表しますが、現実の問題としては、昨日もしばしば各委員から論じられた通り、今までの負債整理が、ある段階に速急に手を延べてやらない限りにおいては、この計画といふものは計画倒れに終るおそれがある。それで、おそらくはあとからこの結果は、しかばらまくいついるかといふと、わずかに北海道において半額くらい出ているという程度ですが、実際まだそれが手についておらないう。こういう面も、せつから振興法からはずして、債権管理法によつてやるといふあなたの方のお見えはどうなんですか。あなたの方の考え方はどうなんですか。これをやらない限りは、これは絵にかかれて、実際まだそれが手についておらないう。そういうふうに考えるのですが、違うてきておる。だから、この債権管理法でやれるといふ点は、とどんまで最大限までやつていただきたい。これについてはどういうふうなお考えを持っておりますか。

○説明員(庄野五一郎君) 御指摘のように、ただいま開拓者の大部分が多額の政府資金その他の中金の負債の処理に非常に困難を来たしておる、こういう点はた方はどう考えますか。この問題については、私どもはそう思つておる。今まで通りだつたら、五ヵ年であなたたまごとにごもつともでござります。われわれといたしまして、この債務の処理といふことは、一方、經營の拡大

は借款に対するところのいわゆる支払の通りでござります。で、先ほど来御説明申しておりますように、積極的な派遺して、中金と一緒に現場で折衝させますといふと、きのう申し上げました通り、今一戸当たり約一万になるところの赤字ですよ。そのほかに三十六万というよろな、あるいは三十五万というような借金をしょつてある。それを抜本的な政策をはつきりここで立てない限りは、計画が計画倒れになるおそれがあるので、これは段階の実施方法において研究していただきたい。この点を、質問より私は要望いたします。

それから第三点の、さつき申し上げわれわれも大いに敬意を表しますが、現実の問題としては、昨日もしばしば各委員から論じられた通り、今までの負債整理が、ある段階に速急に手を延べてやらない限りにおいては、この計画といふものは計画倒れに終るおそれがある。それで、おそらくはあとからこの結果は、しかばらまくいついるかといふと、わずかに北海道において半額くらい出ているという程度ですが、実際まだそれが手についておらないう。こういう面も、せつから振興法からはずして、債権管理法によつてやるといふあなたの方のお見えはどうなんですか。あなたの方の考え方はどうなんですか。これをやらない限りは、これは絵にかかれて、実際まだそれが手についておらないう。そういうふうに考えるのですが、違うてきておる。だから、この債権管理法でやれるといふ点は、とどんまで最大限までやつていただきたい。これについてはどういうふうなお考えを持っておりますか。

○説明員(庄野五一郎君) 御指摘のように、ただいま開拓者の大部分が多額の政府資金その他の中金の負債の処理に非常に困難を来たしておる、こういう点はた方はどう考えますか。この問題については、私どもはそう思つておる。今まで通りだつたら、五ヵ年であなたたまごとにごもつともでござります。われわれといたしまして、この債務の処理といふことは、一方、經營の拡大

○委員長(秋山俊一郎君) 速記をつけ
て。

本案について、別に御質疑もないよ
うでございますから、質疑は終局した
ものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(秋山俊一郎君) 御異議ない
と認めます。

それでは、これより討論に入ります。
御意見のおありの方は、賛否を明
らかにしてお述べを願います。

朗読をいたします。付帯決議案の案文を

「開拓融資保証法の一部を改
正する法律案」附帯決議(案)

開拓農の実情にかんがみ、これが
振興臨時措置法による諸措置を強力
に推進するとともに、更に根本的な
対策を検討すべきであるが、差当つ
ては次の措置に遺憾ながらしめるべ
きである。

一、開拓者の負債の実態を充分に
把握しこれに即応してその整理
に關し必要な諸措置を強力に実
施すること。

二、開拓者に対する天災融資の現
況にかんがみこれが疎通をはか
るために更に適切な方途を講ずる
こと。

右決議する。

参議院農林水産委員会

以上であります。何ぞ皆さんの御
賛同をお願い申し上げる次第であります

付帯決議に対しましても賛成して參
りたいと思います。

○清澤俊英君 私はただいま提案に
なつております開拓融資保証法の一部
を改正する法律案に社会党を代表して
賛成の意見を述べたいと思います。

なお、ただいま御提案になりました
付帯決議に対しましても賛成して參り
たいと思います。

理由の一端を申し述べまするなら
ば、先日來の審議の過程で明らかにな
りましたように、終戦後急に開かれま
した開墾の入植に対しましては、當時
の日本の国情もありましたし、いろい
るの關係上、開墾者をほんとうの開農
につかむるという実情ばかりではな
く、多分に私は當時の失業対策的なも

のがあつたのであると考えるのであります。従いまして完璧なる開拓農の
入植が企てられないで長い間放置され
ておりました。それらの欠点が今現わ
れて、多額の負債を擁してほとんど、
ただいま雨森さんもおっしゃる通り
約十万の開拓農民がその営農が成り立
たぬといふよろくな窮状に立ち至りまし
て、政府がいろいろな施策を講じて、
これに對して一日も早く完全な農家に
立ち返されるべく御努力いただいてお
ることは感謝いたしておりますのであります
が、私はこの実情を中心にして申し
上げますならば、どうてい今まで負い
ましたところの多くの負債は、これは
ひとり開拓者のまあ努力の足らなかつ
たといふようなことではなくして、國
の政策として多分に行われました失業
救済的ないわゆる島流し入植に因す
るのでありますから、従つてわれわれ
はこの融資保証法等を改正し、あるいは
振興法等を強力に推し進められて、そ
うして一日も早くこの窮状を打開して
いただきますにつきましては、なお不
十分のものを感ずるのであります。従
いまして、ただいま提案せられました
開拓者の負債の実態を充分に把握し
これに即応してその整理に關し必要な
諸措置を強力に実施すること。」この
意味は非常に深長なるものをわれわれ
は包蔵しておると思うのであります。
ただいまも千田さんが御質問せられま
した通り、多額の負債を負うておりま
すが、その努力によつて償還していくと
も彼らの努力によつて償還していくと
いうことは私は非常に無理じやないか
と思う。結局しますならば、十年の周
血と汗を流してもなおかつ営農成り立
たずとして、特別ないいろいろな措置を
は、次の付帯決議を付して賛成をする

のがあつたのであると考えるのであります。従いまして完璧なる開拓農の
入植が企てられないで長い間放置され
ておりました。それらの欠点が今現わ
れて、多額の負債を擁してほとんど、
ただいま雨森さんもおっしゃる通り
約十万の開拓農民がその営農が成り立
たぬといふよろくな窮状に立ち至りまし
て、政府がいろいろな施策を講じて、
これに對して一日も早く完全な農家に
立ち返されるべく御努力いただいてお
ることは感謝いたしておりますのであります
が、私はこの実情を中心にして申し
上げますならば、どうてい今まで負い
ましたところの多くの負債は、これは
ひとり開拓者のまあ努力の足らなかつ
たといふようなことではなくして、國
の政策として多分に行われました失業
救済的ないわゆる島流し入植に因す
るのでありますから、従つてわれわれ
はこの融資保証法等を改正し、あるいは
振興法等を強力に推し進められて、そ
うして一日も早くこの窮状を打開して
いただきますにつきましては、なお不
十分のものを感ずるのであります。従
いまして、ただいま提案せられました
開拓者の負債の実態を充分に把握し
これに即応してその整理に關し必要な
諸措置を強力に実施すること。」この
意味は非常に深長なるものをわれわれ
は包蔵しておると思うのであります。
ただいまも千田さんが御質問せられま
した通り、多額の負債を負うておりま
すが、その努力によつて償還していくと
も彼らの努力によつて償還していくと
いうことは私は非常に無理じやないか
と思う。結局しますならば、十年の周
血と汗を流してもなおかつ営農成り立
たずとして、特別ないいろいろな措置を
は、次の付帯決議を付して賛成をする

講じて救わんとしているのであります
て、してみましたならば、私は國の施
策を中心にしてできた負債に苦しみの國
民があるとしましたならば、これに對
して当然國の債権をモラトリームして
やることは私は当りまえであると思
う。モラトリームの例はないわけじや
ございません。徳川時代からも德政と
いうようなものでモラトリームをやつ
たという。昭和の初年におきました
は、經濟恐慌に対しまして一般にモラ
トリームがしかれたと思う。また昭和
七年八年ごろだったと思いますが、農
家負債整理法を作りました、そうして
当時の小作制度等によります貧農の負
債を完全に整理せられたこともあります
のであります。従いまして、負債整理を
はこの融資保証法等を改正し、あるいは
振興法等を強力に推し進められて、そ
うして一日も早くこの窮状を打開して
いただきますにつきましては、なお不
十分のものを感ずるのであります。従
いまして、ただいま提案せられました
開拓者の負債の実態を充分に把握し
これに即応してその整理に關し必要な
諸措置を強力に実施すること。」この
意味は非常に深長なるものをわれわれ
は包蔵しておると思うのであります。
ただいまも千田さんが御質問せられま
した通り、多額の負債を負うておりま
すが、その努力によつて償還していくと
も彼らの努力によつて償還していくと
いうことは私は非常に無理じやないか
と思う。結局しますならば、十年の周
血と汗を流してもなおかつ営農成り立
たずとして、特別ないいろいろな措置を
は、次の付帯決議を付して賛成をする

時に、昨日も農林政務次官並びに部長
の言明といたしまして、開拓農振興
法を施行する過程において、個々の負
債等もよく調べて、そして、そういう
う点に触れるものがあり、無理なもの
があるのであります。従いまして完璧なる開拓農の
入植が企てられないで長い間放置され
ておりました。それらの欠点が今現わ
れて、多額の負債を擁してほとんど、
ただいま雨森さんもおっしゃる通り
約十万の開拓農民がその営農が成り立
たぬといふよろくな窮状に立ち至りまし
て、政府がいろいろな施策を講じて、
これに對して一日も早く完全な農家に
立ち返されるべく御努力いただいてお
ることは感謝いたしておりますのであります
が、私はこの実情を中心にして申し
上げますならば、どうてい今まで負い
ましたところの多くの負債は、これは
ひとり開拓者のまあ努力の足らなかつ
たといふようなことではなくして、國
の政策として多分に行われました失業
救済的ないわゆる島流し入植に因す
るのでありますから、従つてわれわれ
はこの融資保証法等を改正し、あるいは
振興法等を強力に推し進められて、そ
うして一日も早くこの窮状を打開して
いただきますにつきましては、なお不
十分のものを感ずるのであります。従
いまして、ただいま提案せられました
開拓者の負債の実態を充分に把握し
これに即応してその整理に關し必要な
諸措置を強力に実施すること。」この
意味は非常に深長なるものをわれわれ
は包蔵しておると思うのであります。
ただいまも千田さんが御質問せられま
した通り、多額の負債を負うておりま
すが、その努力によつて償還していくと
も彼らの努力によつて償還していくと
いうことは私は非常に無理じやないか
と思う。結局しますならば、十年の周
血と汗を流してもなおかつ営農成り立
たずとして、特別ないいろいろな措置を
は、次の付帯決議を付して賛成をする

する畠地振興法であるとか、あるいは北海道を初めとする寒冷地畠地振興法、傾斜地の振興法、これらを通じまする商品化作物の振興等を総合的に備し、強化し、改良していくところの諸機械を十分集めて、できるならば無償でこれを貸し付けるといふぐらいな、ごく安い金で貸し付けて、これら作業を完全にやらせるためのことをも加味していただきたい、こういう点も一つお考え願いたい、こう思うのであります。

なほ、ただいま金利のことが問題になつておりますが、われわれが記憶しまするところでは、農業協同組合の金利の問題に対しまして、かつて農林中金等といろいろ打ち合せました。その際は、開拓農民に対する融資には非常に安い金利を御契約して一時実施しました。この過程が一貫あります。更級君等に二へん、三へん委員会にきていたたきまして、白熱の論戦をして二銭か、二銭二厘に引き下げたといふ記憶を持つてあります。それがいつの間にかあと戻りしたといふのは、私はどちらも納得できないことあります。ただいまの資料の中から見ますと、肥料資金等は二銭三厘になつております。これは大したことない。だがしかし、家畜の導入費が九分以内といふのは、これは高いと思います。その他は、今、千田さんから、そういう金利に対してのお話がありまつたから、これは一ツ二銭二厘見当ぐらゐのこと今まで最大限に引き下げる、こういう

考え方をするならば、私はこれらのもの考えまするならば、私はこれらのもの

にも、やはり県が、先ほど申ましたような経済基盤強化、いわゆる土地を整備し、強化し、改良していくところの諸機械を十分集めて、できるならば無

償でこれを貸し付けるといふぐらいな、ごく安い金で貸し付けて、これら作業を完全にやらせるためのことをも加味していただきたい、こういう点も一つお考え願いたい、こう思うのであります。

なほ、ただいま金利のことが問題になつておりますが、われわれが記憶

しまするところでは、農業協同組合の金利の問題に対しまして、かつて農林中金等といろいろ打ち合せました。その

際は、開拓農民に対する融資には非

常に安い金利を御契約して一時実施しました。この過程が一貫あります。更級君等

に二へん、三へん委員会にきていたた

きまして、白熱の論戦をして二銭か、二銭二厘に引き下げたといふ記憶を

持つてあります。それがいつの間にかあと戻りしたといふのは、私はどちらも納得できないことあります。ただいまの資料の中から見ますと、肥料資金等は二銭三厘になつております。これは大したことない。だが

しかし、家畜の導入費が九分以内といふのは、これは高いと思います。その

他の今、千田さんから、そういう金利に対してのお話がありまつたから、これは一ツ二銭二厘見当ぐらゐのこと今まで最大限に引き下げる、こういう

以上申し述べまして、私は付帯決議案並びに本改正案に対しまして、社会の作業を代表いたしまして賛成意見を申し述べました。

○千田正君　ただいま議題となつておりますところの開拓融資保証法の一部を改正する法律案、この法律案は御承認の通り、開拓者と申しますけれども、もこの対象になる大部分といふものも、は戦後におけるところの開拓者でありまして、いわゆる既存農家とさらには新規開拓入植者との間にはさまれて、その

も、營々として戦後の生産に従事しようとする意欲をもつて毎日健闘している。しかるに、谷間に暗い生活をしている。しかも、各委員からもいろいろ御質問がありまして、白熱の論戦をして二銭か、二銭二厘に引き下げたといふ記憶を

持つてあります。これがいつの間にかあと戻りしたといふのは、私はどちらも納得できないことあります。ただいまの資料の中から見ますと、肥料資金等は二銭三厘になつております。これは大したことない。だが

しかし、家畜の導入費が九分以内といふのは、これは高いと思います。その

他の今、千田さんから、そういう金利に対してのお話がありまつたから、これは一ツ二銭二厘見当ぐらゐのこと今まで最大限に引き下げる、こういう

考え方をするならば、私はこれらのもの

考えます。よつて、雨森君提出の付帯決議案は、全会一致をもつて本委員会を改正する法律案を採用する所存であります。これを検討しますと、この実態を把握して、「整理に関し必要な諸措置を強力に」実行してもらいたい。この要望は、言いさえれば、法律ということはここには出しませんけれども、法的措置その他ができるならば一日も

すみやかに法的措置でも講じて、そうして重点的に抜本政策を講じてもらいたいというのがこの委員会としましての総意であると私は思うのであります。講じてもらいたいといふのではなく、そしよどいうのが当委員会の要望でありますので、この点を政府におきましても十分に御了解の上、当委員会の付帯決議を尊重して実行していただきたい、かように要望いたしました。

○委員長(秋山俊一郎君)　次に、森林開拓公團法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、質疑は終局しましたものと認めめて御異議ございませんか。

○委員長(秋山俊一郎君)　〔異議なし」と呼ぶ者ありと認めます。

を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

○委員長(秋山俊一郎君)　〔賛成者挙手〕

に提出すべき報告書の作成につきましては、慣例により、これを委員長に御願いしたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(秋山俊一郎君)　〔異議なし」と呼ぶ者ありと認めます。よつて、さよなら決定いたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者ありと認めます。

なつておりますので、その後になり

ますれば、大体振興計画の内容等からいたしまして、営農の基礎の不安定な方々の実態がいかがであるかといふことについては、相当詳細な実情が把握できるであろうかと考えられるのでござります。ただいま御決議の御趣旨に關しましては、それらの実態とにらみ合しまして、御誠心のあるところについて、政府としても全く同感でござりますので、十分に検討し、御趣旨に沿うよういたしたいと考えます。

○委員長(秋山俊一郎君) 次に、日本

てん菜振興会法案(閣法第一六四号)、臨時てん菜糖製造業者納付金法案(閣法第一六五号)及び酪農振興法の一部を改正する法律案(閣法第一六九号)、いずれも内閣提出、予備審査、以上三法案を一括して議題にいたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

○政府委員(高橋衛君) 日本てん菜振興会法案につきまして、その提案理由の御説明を申し上げます。

わが国における畑作農業の振興と農家経済の安定をはかるとともに、海外からの輸入に対する依存度の高い砂糖の需給事情を改善することによって外貨を節約し、国際收支の改善をはかり、ひいては国民経済の安定に寄与するためには、この際、国内甘味資源の自給度の向上、特に最近において急速な発展を見せておりますテンサイ生産及びテンサイ糖工業につき、その健全な発展を確保することが緊要であります。そのため、政府としては、今回テ

ンサイの振興に関する一連の措置を講ずることといたしましたのであります。

今、このてん菜振興措置の主要な内容を申し上げますと、まず第一には、

原料テンサイ栽培の長期計画の樹立、原料テンサイ価格の安定、集荷区域の調整並びに新設工場設置の調整等を行ふことによつてテンサイ栽培の基礎を固めることであります。

第二には、関税税率及び砂糖消費税率の適正化によつて、テンサイ糖工業の自立の促進のため、てん菜生産振興臨時措置法に基く今後の政府買い入れの具体的方針を明示いたしますとともに、糖価の安定をはかるため砂糖の輸入の調整等の措置を講ずることであります。

第三には、新たに日本てん菜振興会を設置し、テンサイの試験研究等を強力に推進いたすことであります。

第四には、関税及び消費税の改訂措置によつて特別な利益を生ずるてん菜糖製造業者から法律に基いて納付金を徴収することであります。

第五には、北海道以外の地域についてもテンサイ振興の措置を講ずることであります。

以上のテンサイ振興のための具体的な措置方針に基き、今回日本てん菜振興会法案を国会に提案し、その御審議を願ふことといたしましたのであります。

この法案について御説明申し上げます。

テんサイの生産の振興のためには、試験研究及び生産奨励体制を急速に整備し、その強力な推進をはかることが必要なことは言ふを待たないところでありますが、テンサイの生産とその試験研究の特殊性を考慮して、特別法人を設立し、農民及びテンサイ糖製造業者等の意見を十分に反映させ、試験研究と生産奨励事業とを一體的に運用することが最も適切と考える次第であります。

また、この法律による政府の買い入れに依存する以外に方法はなかつたのであります。この場合、政府の買い入れ価格は、その生産費を基準として定められることになつておりますので、他のテンサイ糖製造業者に比較して特別な利益を生ずる余地がなかつたのであります。

この法律の具体的措置について申述べますと、そのおもな内容としては、おおむね次の通りであります。

まず第一に、この法律によつて政府に対し納付金を納付すべき者すなわち納付義務者は、第二条に規定すること

ます。この法案は、このような目的を達成するために設立する特別法人日本てん菜振興会の組織、業務、管理等に關する事項を定めたものでありまして、そのおもな内容としては、おおむね次の通りであります。

まず第一に、この振興会の資本金

は、当初一千万円とし、政府がその全額を出資することとし、その後必要に応じて政府より追加出資ができるることといたしております。

第二、この振興会のおもな業務は、

第五に、振興会を設立するため必要な手続規定を設けております。

以上、テンサイの振興につきまして

の今後の政府の具体的措置について申

し上げますとともに、その一環としての法律措置であります日本てん菜振興会法案のおもな内容について御説明申

し上げましたが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願ひ申上げる次第であります。

次に、臨時てん菜糖製造業者納付金

法につきまして、その提案理由の御説明を申し上げます。

畑作農業の振興と農家経済の安定を

はかかるとともに、国内の甘味資源の自

由りかえによつて生ずるものであつて、

この特別の利益は、関税の引き上げ、消費税の引き下げという制度の切

りかえによつて生ずるものであつて、

これをそのまま放置いたしませんなら

ば、テンサイの生産の現状とテンサイ

糖工業の特殊性から、テンサイ糖製造

業者間における公正な競争の基礎が失われることになるものと考えられます。

また、このようないくつかの

製造業者が今回の振替措置によつて他

のティサイ糖製造業者に比し著しく有利な立場に立つに至つた事由の一つは、てん菜生産振興臨時措置法に基く

政府の買い入れ措置によるものである

ことも事実であります。従つて今回法

律措置によつてこのよだな特別利益を

おあります関係から、その固定資産の償却が著しく進んでる特定のテンサイ

糖製造業者につきましては、この振替

措置の結果、反射的に特別な利益が生

ずることとなるのであります。すなわち、固定資産の償却の著しく進んでる

特定のテンサイ糖製造業者も從来の

関税及び消費税の体系のもとにおいて

かつたので、勢いでん菜生産振興臨時

措置法による政府の買い入れに依存す

る以外に方法はなかつたのであります。この場合、政府の買い入れ価格は、その生産費を基準として定められることになつておりますので、他のテ

ンサイ糖製造業者に比較して特別な利潤を確保し得て自立できるのみならず、その固定資産の償却が進んでいることからする低額の生産費に応じ、今後におけるテンサイの生産により特別な利益が生ずることとなるのであります。

この特別の利益は、関税の引き上げ、消費税の引き下げという制度の切

るであります。てん菜生産振興臨時措置法施行以来、すなわち昭和二十九年から昭和三十三年まで、毎年引き続いてその製造したテンサイ糖の全部または大部分を政府に売り渡していたテンサイ糖製造業者が本年一月一日現在テンサイ糖の製造の用に供していた製造場についてこの法律施行以来テンサイ糖の製造を業とする者であります。具体的にこの規定を適用いたしましたすれば、納付義務者の範囲は、日本甜菜製糖株式会社が現に所有する帯広、磯之内、土別の三工場について今後テンサイ糖の製造を行う者となるのであります。

第二に、納付金の額であります。

このようない特種テンサイ糖製造業者が前記の製造場において製造したテンサイ糖を昭和三十四年十月一日から昭和三十九年九月三十日までの五年の製糖期間において、その製造場から移出したことと、その移出した重量に応じ一キログラム当たり六円の割合で計算した金額を毎年一カ年分をまとめて十月三十一日までに政府に納付させることにいたしております。

第三に、その製造場が災害によって著しい損害を受けた場合は長期にわたり砂糖の価格が異常に低落した等の場合には、納付金を軽減または免除することができるとしているところと、納付金の徴収を猶予することができるとしております。

第四に、その他の納付金の徴収及び督促等についての手続規定を設けるとともに、納付期限までに納付せず、さ

らに督促状に指定する期限までに納付金を認めないとときは、國税滞納処分の例によりこれを処分することとしております。

以上、臨時てん菜糖製造業者納付金法案のおもな内容について御説明申し上げましたが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願い申し上げます。

次に、農振興法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げま

す。

戦後わが国の酪農は、農業經營の近代的改善等をはかるとともに、また国民食生活の改善に資するために最も緊要なものとして、目ざましい発達を遂げてきたことは御承知の通りであります。

しかししながら、最近に至つてこの消費の伸長率もようやく鈍化し、一般經済情勢の影響もあって牛乳乳製品の過剰化の傾向が逐次現われるに至り、特

に昨年夏におきましては、乳業者から

かかわらず品不足という現象が生ずる

ことすらあつたのであります。このよ

うな酪農事情のもとに昭和二十九年酪農を急速に発達させることを目的とし

て酪農振興法が制定され今日に至つて

おります。

同法は、酪農の合理的な発展の条件を整備するため、農林大臣による集約

事態に對し、関係業界の自主的な努力

を期待するほか特に牛乳乳製品を学校

給食に振り向けること等の緊急対策を

実施いたしましたのであります。また第二

十八国会において成立した法律に基く

酪農振興基金の業務も開始せられてお

ります。この緊急対策等の効果を維持

し、さらに酪農を健全に発展させるた

めには、酪農經營の改善合理化を計画

的に進めるとともに、生乳取引の公正

化をはかる措置を一段と強化し、また

を行ふ制度を設けたことであります。

第三は、集約酪農地域にかかる酪農事業施設についての都道府県知事に對

する届出制度を設け、その配置を適当な

ものとするために都道府県知事が勧告

を法定するとともに、その他の消費増

進に関する措置についても、あわせて

規定することといたしましたことでござります。なお、国は学校給食にかかる措置の実施に要する経費を補助する

ことができるなどといたしました。

第六は、緊急の場合における乳製品

の計画的保管に関する規定を新設いた

したことであります。この場合には、

農林大臣は文部大臣に協議し、かつ酪農振興基金の意見を聞いて学校給食に

供し得られる乳製品を乳業者が保管す

ることといたしました。

第七は、従来の生乳等の取引契約の文書化等

に関する規定であるとのほか、契約

内容中の価格数量等の重要な事項につ

いて、法律施行後、今までにおいて二十

六道県において、七十五の集約酪農地

域が指定され、この地域における乳牛

の頭数は約三十九万頭、牛乳生産量は年

間約五十万トン（約二百七十万石）と

あります。

以下、この法律案の主要な内容を御

説明申し上げます。

第一に以上申し述べた基本的理由に

基きまして、牛乳及び乳製品の生産か

ら消費に至るまでの各段階を均衡させ

ることを努めさせることとしたので

あります。

つき、期間開始前に十分協議して約定す

ることを努めさせることとしたしま

した。

生乳等取引に關し、生乳等の販売事

業を行ふ農業協同組合等の業者に対

する牛乳等取引に關する契約または團

体協約の交渉申込について應諾させ

るために農林大臣または都道府県知事

が必要があると認められる場合、勧告

することができる制度を設けることと

いたしました。

さらにまた生乳等の取引に關する紛

争のあつせん等について、現行制度を

改め、地方及び中央においても紛争の

あつせんまたは調停ができることとい

たしました。地方において、知事はみ

ずからあつせん及び調停を行ふことと

いたしました。地方において、農林大臣

した。この場合におきまして国に保管に要する経費を補助することができる

こといたしております。

第七は、以上の各改正に伴い、農林大臣または都道府県知事の報告欄収及

び立入検査の権限につきましてその適用の場合及び対象を広げることいたしたことであります。

以上がこの法律案のおもな内容でござります。何とぞ慎重なる御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(秋山俊一郎君) これらの法案の審査は、日を改めて行うことになりました。

〔速記中止〕

○委員長(秋山俊一郎君) 速記をつけちよつと速記をとめて下さい。

それじゃ本日は、この程度にいたしまして散会いたします。

午後二時五十四分散会

二月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、開拓融資保証法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は一月二十六日)

二月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、酪農振興法の一部を改正する法律案

酪農振興法の一部を改正する法律案

酪農振興法の一部を改正する法律案

酪農振興法(昭和二十九年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 集約酪農地域

第一節 集約酪農地域の指定

(第三条・第七条)

第二節 集約酪農地域における草地の改良等(第八条)

第九条

第三節 集約酪農地域に係る集乳施設及び乳業施設

(第十一条・第十七条)

第二章の二 酪農經營改善計画

(第十八条・第十九条)

第三章の二 国内産の牛乳及び乳製品の消費の増進等

(第二十四条の二)

第四章 雜則(第二十四条の五)

第五章 罰則(第二十七条・第一

四条の四)

第四章 雜則(第二十四条の五)

第五章 罰則(第二十七条・第一

四条の三・第二十

二月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、開拓融資保証法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は一月二十六日)

二月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、酪農振興法の一部を改正する法律案

酪農振興法の一部を改正する法律案

第二節 集約酪農地域における草地の改良等(第八条)

十条の見出し並びに同条第一項及び第二項から第六項までの規定中「又は市町村」を削り、同条第一項中「前条の規定により定められた計画」を「酪農振興計画」に、「その区域内にある草地」を「集約酪農地域の区域内にある草地」を「集約酪農地域の区域内に設置されている酪農施設につき前条第一項の省放牧又はその飼料若しくは敷料の採取のために供される土地をいう。以下同じ。」に改め、同条第二項及び第三項中「又は市町村長」を削り、同条第二項中「事項を定めて」の下に「省令で定める手続により、これを公表するとともに、」を加え、「又は政令で定める使用収益の権利」を「使用貸借による権利又はその他の使用収益を目的とする権利」に改め、同条を第八条とし、第十一条を第九条とする。

十一、同条第一項中「集約酪農地域における生乳の生産者及び当該生乳の生産者から生乳を販売受けて乳業を行う者の経営の健全な発展に資するため必要な措置を講ずる」とあるが、これに係る事項に關し、当該集約酪農地域における生乳の生産者及び当該生乳の生産者から生乳を販売受けて乳業を行う者の経営の健全な発展に資するため必要な措置を講ずる」とある。

十二条 第二節の節名中「集約酪農地域における」を「集約酪農地域に係る」に改め、同節中第十二条を第十条とし、第十三条中「酪農事業施設」を「酪農事業施設(第十三条规定による届出がなされてゐるもの)を除く。」を「に改め、同条を第十二条とし、同条の次に第一条を加える。

十三条 第二節の節名中「集約酪農地域の周辺の地域のうち、その地域内に酪農事業施設を設置すればその酪農事業施設が輸送条件から見てその集約酪

農地域の区域内の生乳の生産者の相当部分から継続して生乳の供給を受けることができると認められる地域で農林大臣の指定するもの

第一条を加える。

第二章の二 酪農經營改善計画

(酪農經營改善計画)

第十八条 次の各号の一に該当する市町村は、その区域内における酪

農經營の改善を図るため、省令で定める手続により、その区域内の酪農經營農業者の意見を聞き、命令で定める変更をしようとする者

についても、同様とする。

二、都道府県知事は、前項の規定によると届出があつた場合において、

当該集約酪農地域における生乳の生産者及び当該生乳の生産者から生乳を販売受けて乳業を行う者の経営の健全な発展に資するため必要な措置を講ずる」とあるが、これに係る事項に關し、当該集約酪農地域における生乳の生産者及び当該生乳の生産者から生乳を販売受けて乳業を行う者の経営の健全な発展に資するため必要な措置を講ずる」とある。

三、その区域内における乳牛の飼養頭数及び飼養密度、その区域

内の農用地の利用に関する条件

並びにその区域内で生産される生乳の販売に関する条件が省令

で定める基準に適合する市町村

の届出をした者に対し、その届出に係る事項に關し、当該集約酪農

地域に係る酪農事業施設の配置を

並びにその区域内で生産される生乳の販売に関する条件が省令

で定める基準に適合する市町村

の農用地の全部又は一部が集

約酪農地域の区域の一部である市町村

二、その区域の全部又は一部が集

約酪農地域の区域の一部である市町村

三、当該計画の期間

一、その区域内の農業者の農業經營の条件に応じる酪農經營の改善の目標

二、当該計画の期間

業協同組合連合会の行う草地改

良事業に關すること。

七 前号に掲げるもののほか、草

地の造成、改良及び保全、飼料作物の作付その他自給飼料の生産並びに飼料の購入に關すること。

八 その他酪農經營の改善を図る

ために必要な事項

九 前六号に掲げる事項を行ふ場合における所要資金の額及びそ

の調達方法並びにその全部又は一部を借入金による場合にあつてはその償還方法

3 酪農經營改善計画は、当該計画における酪農經營の改善の目標が當該計画に係る地域の自然的經濟的条件に適合し、かつ、当該計画に定められる改善措置がその地域内の酪農經營農業者の大部分についてその酪農經營の改善の目標に到達するための手段として適切なものでなければならぬ。

4 酪農經營改善計画で、その計画に係る地域の全部又は一部が集約酪農地域の区域の一部であるものについては、前項の規定によるほか、当該計画の内容がその集約酪農地域に係る酪農振興計画の内容と調和するものでなければならぬ。

5 市町村は、第一項の規定により酪農經營改善計画を作成する場合において、当該計画の内容として當該計画に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合又は農業協同組合連合会が行うべき事項について定めようとするときは、省令で定め

る手続により、当該農業協同組合又は農業協同組合連合会に協議しなければならない。

6 酪農經營改善計画については、都道府県知事は、市町村からの申出があつたときは、その作成に關し必要な助言、勧告その他の援助を行うものとする。

7 市町村は、酪農經營改善計画を作成したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。
(酪農經營改善計画の変更)

第十八条の二 市町村は、酪農經營改善計画の変更をするには、省令で定める手続により、その変更しようとする部分につき、その区域内の酪農經營農業者の意見を開き、これを基礎として変更計画を作成しなければならない。

2 前条第三項から第七項までの規定は、前項の酪農經營改善計画の変更について準用する。

(草地改良事業についての規定の準用)

第十八条の三 第八条第二項から第五項までの規定は、市町村、農業協同組合又は農業協同組合連合会

が、第十八条第七項の規定により公示した酪農經營改善計画に基き草地改良事業を行ふ場合及び酪農經營改善計画に係る市町村の区域内にある草地又はその保全若しくは利用上必要な施設につき災害復旧事業を行ふ場合に準用する。この場合において、同条第五項中「条例」とあるのは、「それぞれ当該市町村の条例又は当該農業協同組合若しくは農業協同組合連合会の規約」と読み替えるものとする。

第十九条の次に次の二条を加え

(売買価格等の約定)

第十九条の二 生乳等取引契約での存続期間が三十日をこえるものについては、当事者は、少なくとも、その生乳等取引契約の存続期間の最初の三十日につき、生乳等の売買価格及び数量並びに生乳等及びその代金の受渡しの方法を約定しておかなければならぬ。

2 前項に規定する生乳等取引契約で、生乳等の売買価格若しくは数量又は生乳等若しくはその代金の受渡しの方法がその生乳等取引契約の存続期間の一部について約定されていないものについては、当事者は、その約定されていないう期間の開始する日から省令で定める定期期間までに約定しようとすると約定するように努めなければならない。

(組合等が当事者となる契約等に

(紛争のあつせん又は調停)

第十二条 都道府県知事は、生乳等取引契約に係る紛争につき、その当事者の双方又は一方から政令で定めるところによりあつせん又は調停の申請があつた場合において、生乳等の取引の公正を確保するため必要があると認めるときは、すみやかに、あつせん又は調停を行ふものとする。

21 条 第二十二条第一項の規定による勧告に係る調停案に、「あつ旋」を「調停」に、「及び協定案」を「及び調停案」に改め、同条を第二十三条とし、第三章中同条の次に次の二条を加える。

第二十四条 農林大臣は、生乳等取引契約に係る紛争でこれにつき都道府県知事に對し調停の申請があつたものについて当該都道府県知事からの申出があつた場合において、その申出に係る紛争と同種の紛争が他の都道府県においても発生しており、又は発生するおそれがあり、これらの紛争のなりゆきによつては広範な地方にわたり生乳等の取引関係に重大な悪影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、中央生乳取引調停審議会の意見を聞き、その紛争の調停を農林大臣において処理すべき旨の決定をすることができる。

22 条 第二十三条を削り、第二十四条中

第一項の規定による勧告に係る調停案に、「あつ旋」を「調停」に、「及び協定案」を「及び調停案」に改め、同条を第二十三条とし、第三章中同条の次に次の二条を加える。

第二十五条 農林大臣は、生乳等取引契約に係る紛争でこれにつき都道府県知事に對し調停の申請があつたものについて当該都道府県知事からの申出があつた場合において、その申出に係る紛争と同種の紛争が他の都道府県においても発生しており、又は発生するおそれがあり、これらの紛争のなりゆきによつては広範な地方にわたり生乳等の取引関係に重大な悪影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、中央生乳取引調停審議会の意見を聞き、その紛争の調停を農林大臣において処理すべき旨の決定をすることができる。

23 条 第二十二条第一項の規定による勧告に係る調停案を作成したときには、農林大臣に対し、助言、資料の提示その他必要な協力を求めることができる。

24 条 農林大臣は、前項の規定による

請求に係る協力をする場合において必要があるときは、中央生乳取引調停審議会の委員の中から適當な者を指名し、その者にその事務

交渉をしたい旨の申込をし、かつ、その申込をした旨を農林大臣に示してその受

又は都道府県知事に申し出た場合において、生乳等の取引の公正を確保するため特に必要があると認めるときは、その乳業を行ふ者に對し、その生乳等取引契約又は団体協約の締結又は変更の交渉に応ずべき旨の勧告をすることができる。

25 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

26 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

27 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

28 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

29 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

30 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

31 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

32 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

33 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

34 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

35 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

36 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

37 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

38 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

39 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

40 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

41 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

42 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

43 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

44 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

45 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

46 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

47 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

48 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

49 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

50 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

51 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

52 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

53 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

54 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

55 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

56 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

57 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

を行わせることができる。

第二十二条 都道府県知事は、前条第一項の調停案を作成したときには、これを当事者に示してその受諾を勧告するものとする。

2 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

3 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

4 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

5 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

6 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

7 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

8 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

9 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

10 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

11 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

12 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

13 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

14 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

15 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

16 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

17 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

18 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

19 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

20 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

21 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

22 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

23 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

24 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

25 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

26 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

27 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

28 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

29 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

30 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

31 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

32 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

33 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

34 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

3 都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、当該紛争に係る調停を打ち切り、すみやかに、農林大臣に対し、当該紛争について処理の経過を報告するとともに、関係書類を送付しなければならない。

第二十四条の二 農林大臣は、前条第一項の決定をしたときは、遅滞なく、中央生乳取引調停審議会の委員の中から三人を調停員として指名し、当該紛争に係る調停をそなへなければならない。

2 第二十一条第一項、第二十二条及び第二十三条の規定は、前項の調停員が行う調停について準用する。この場合において、第二十三条中「都道府県知事」とあるのは、「農林大臣」と読み替えるものとする。

第三章の次に次の二章を加える。

第三章の二 国内産の牛乳及び乳製品の消費の増進等に関する措置

(国内産の牛乳及び乳製品の消費の増進)

第二十四条の三 国は、国内産の牛乳及び乳製品の消費の増進等に関する措置

(国内産の牛乳及び乳製品の消費の増進)

第二十四条の四 農林大臣は、牛乳等の措置を講ずるものとする。(国内産の乳製品の保管)

第二十四条の五 国は、毎年度、予算の範囲において、第三条第二項の酪農振興計画の実施、酪農経営改善計画の実施、第二十四条の二の規定による

農林大臣が任命する。

第二十四条の六 調停審議会に会長を置く。

7 会長は、委員の中から中央生乳取引調停審議会にあつては農林大臣が、都道府県生乳取引調停審議会にあつては都道府県知事が任命する。

8 会長は、会務を総理し、調停審議会を代表する。

9 会長に事故があるときは、会長

及び乳製品の需給が著しく均衡を失したため、乳業を行ふ者の經營が著しい困難となり、その事態を放置すれば、広範な地方にわたり生乳の取引価格が低落するおそれがあると認める場合において、乳業を行ふ者(乳業を行ふ者に乳製品の製造を委託する農業協同組合及び農業協同組合連合会を含む)が国内産の乳製品で学校給食の用に供することができるものを計画的に保管すれば当該事態を克服しうる旨を認めたときは、文部大臣に協議し、かつ、酪農振興基金の意見を聞き、保管すべき乳製品の種類、数量、保管期間その他省令で定める事項を記載した乳製品の保管計画を定めることができる。

2 農林大臣は、前項の規定により乳製品の保管計画を定めたときは、省令で定める手続により、これを公表するとともに、酪農振興基金に通知しなければならない。

第三章の二 農林省に、中央生乳取引調停審議会を置く。

第三章の三 農林大臣は、前項の規定による通報を受けたときは、遅滞なく、農林大臣に対し、第一項の乳製品の保管計画の実施のために必要な債務保証の計画を作成して農林大臣に提出しなければならない。

4 第二十六条第一項中「学識経験」を「牛乳又は乳製品の生産、集荷、保管、販売又は消費に関する学識経験」に改め、同条第十一項中「規定するものを除く外」を「定めるものはほか」に改め、同条の次に次の二項を加える。

2 国は、第三条第二項の酪農振興計画及び酪農経営改善計画を実施するため必要な資金の融通のあつせんその他必要な奨励措置を講ずよう努めるものとする。

2 第二十五条 農林大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため必要があるときは、牛乳又は乳製品の生産、集荷、保管又は販売の事業を行ふ者からその業務に関する必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所若しくは事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第二十六条第一項中「(以下「審議会」という。)」を削り、同条第二項、第三項、第五項、第七項、第九項及び第十一項中「審議会」を「酪農振興審議会」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 委員は、牛乳又は乳製品の生産、集荷、保管、販売又は消費に関する学識経験を有する者の中から、中央生乳取引調停審議会に会長を置く。

7 会長は、委員の中から中央生乳取引調停審議会にあつては農林大臣が、都道府県生乳取引調停審議会にあつては都道府県知事が任命する。

8 会長は、会務を総理し、調停審議会を代表する。

9 会長に事故があるときは、会長

があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

10 委員は、非常勤とする。

11 前各項に定めるもののほか、調停審議会の組織及び運営に関する必要な事項は、中央生乳取引調停審議会にあつては政令、都道府県生乳取引調停審議会にあつては都道府県知事の定めるところによる。

2 第二十七条第一号中「第十二条第一項」を「第十条第一項」に改め、第二十八条中「同条第一項」を「同条第二号中「第十四条第一項」」を「第十二条第一項」に改める。

3 第二十九条中「第十二条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

4 第二十九条中「第十二条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

5 第二十九条中「第十二条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

6 第二十九条中「第十二条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

7 第二十九条中「第十二条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

8 第二十九条中「第十二条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

9 第二十九条中「第十二条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

10 第二十九条中「第十二条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

11 第二十九条中「第十二条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

3 この法律の施行の際現に改正前の第十条の規定により都道府県又は市町村が行つてはいる草地改良事業(同条第六項の災害復旧事業を含む。)については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に改正前の二十条の規定による申請があつた生乳等取引契約についての紛争に係るあつせんについては、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に改正前の四十条の規定による申請があつた生乳等取引契約についての紛争に係るあつせんについては、なお従前の例による。

4 農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第八部 農林水産委員会会議録第一号 昭和三十四年二月二十七日 【參議院】

第三十四条第一項の表中

酪農審議会

酪農振興法（昭和二十九年法
る重要事項を調査審議するこ
と。）

律第百八十二号）により酪農振興に關す

を

酪農審議会

酪農

事項

酪農

調査

停審議会

振興法（昭和二十九年法律第百八十二号）により酪農振興に關する重要
を調査審議すること。
振興法により生乳等の取引契約に係る紛争の調停に關する重要事項を
審議すること。

に改める。